年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会 令和6年5月23日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300275 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400014 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪 失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和58年12月1日から昭和60年3月1日まで

② 昭和61年4月1日から平成元年2月1日まで

請求期間①について、A社ではアルバイトとして働いていた。内容は記憶していないが、給与から控除されており、病院では医療費負担は1割だったため保険料を支払っていたと思う。 請求期間②について、B社では派遣社員としてC社の本社工場で働いていた。給与からの控除があり、医療費負担1割の健康保険証を使っていたと思う。

両社とも健康保険だけではなく、厚生年金保険にも加入していたと思うため、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の雇用保険被保険者記録によると、A社に係る同記録はなく、 同社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は、令和3年1月1日付けでD社に合併し解散 しているところ、D社は、当時の資料がなく、請求者が請求期間①においてA社に勤務してい たかは不明である旨回答しているため、請求者の請求期間①における勤務実態を確認すること ができない。

また、請求期間①当時、A社が加入していたE健康保険組合を平成9年に合併したF健康保険組合は、請求者のデータは存在しない旨、E厚生年金基金を平成10年に統合したF厚生年金基金(現在は、F企業年金基金)は、請求者に係る加入記録はない旨、それぞれ回答している。

さらに、請求期間①において、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、請求者の勤務状況について、具体的な回答又は陳述を得ることができない。加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、被保険者整理番号*番(昭和58年12月1日取得)から*番(昭和60年3月28日取得)までに、請求者の氏名はなく、同整理番号に欠番もないことから、請求者の厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

2 請求期間②について、請求者の雇用保険被保険者記録によると、B社に係る同記録はなく、 同社は、請求者に係る資料及びデータがなく、請求者が請求期間②において勤務していたかは 不明である旨回答しているため、請求者の請求期間②における勤務実態を確認することができ ない。

また、請求期間②当時、B社から社会保険事務を受託していたとする社会保険労務士事務所は、B社に係る事業所台帳には請求者の氏名はない旨回答している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、被保険者整理番号*番(昭和61年3月22日取得)から*番(平成元年5月18日取得)までに請求者の氏名はなく、同整理番号に欠番もないことから、請求者の厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

加えて、請求者が請求期間②において、請求者と同様にB社からC社へ派遣され勤務していたとして姓を挙げた複数の者もB社に係る厚生年金保険被保険者記録はない。

3 このほか請求者の請求期間①及び②における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間 ①及び②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。 厚生局受付番号 : 九州(受)第 2300458 号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第 2400015 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を 認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年4月1日から同年11月1日まで

年金記録では、A社を昭和58年4月1日に資格喪失となっているが、同年10月末まで勤務していたので、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録によると、A社に係る離職年月日は、昭和58年3月31日と記録されており、当該記録は、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている資格喪失年月日(昭和58年4月1日)と符合していることが確認できる上、同原票の記録が訂正されるなど不自然な形跡もない。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、オンライン記録においても、同社は、昭和 61 年 9 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなく、代表取締役及び取締役も死亡している上、請求者も給与明細書等をはじめとする記録の訂正に影響を及ぼすような関連資料を所持していないことから、請求者の請求期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。